

年金課長	課長補佐	記録調査係長	主任	決 裁

退 職 届 書

組合員等 記号番号	-	-	基礎年金 番 号	-	-
届出者氏名	ふりがな	性別	所属 機関	所在地	
		男 女		名 称	
生年月日	昭和 平成	年 月 日	退 職 年 月 日	令和	年 月 日 (歳)
資格取得 年月日	昭和 平成 令和	年 月 日			
組合員種別 (コード番号記入)		コード番号	1 一般組合員 2 市町村長組合員 3 特定消防組合員 4 市町村長以外の特別職の組合員 5 その他		
<p>上記のとおり退職をしましたので届け出ます。</p> <p>千葉県市町村職員共済組合理事長 様 (〒 ー)</p> <p>令和 年 月 日 住所</p> <p style="text-align: center;">届 出 者</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>					
<p>上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職名</p> <p style="text-align: center;">所属機関の長</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>					

§ 92 2(7.3)

留意事項

- ・他の公務員共済組合へ公務員期間が引き続く場合、「退職届書」ではなく、「組合員外部転出報告書」をご提出ください。
 - ・退職時に「退職年金決定請求書」により退職等年金給付を請求される場合、「退職届書」の提出は不要です。
 - ・**退職日以降に届け出てください。**
 - ・60歳未満で退職後国民年金の第1号被保険者となった方は、日本年金機構へ国民年金の保険料を納付する必要があります。第1号国民年金の納付については、お住まいの市区町村役場等でご確認ください。
- ※ 所属機関は現職組合員の資格取得・喪失が確認できる履歴書(平成27年10月以降の期間は組合員期間等証明書でも可)等を添付して提出してください。退職届書と履歴書等をそれぞれ単独で提出しないでください。千葉共済内所属所間の異動で履歴書等を提出する場合、退職届書左上余白に「内部転出」と朱書きのうえ両方を併せてご提出ください。